

幼稚園令の實際的問題

東京女子高等師範學校教授

倉橋惣三君

一

幼稚園令の要旨及びその法規上の要點に就ては、昨日の關屋普通學務局長のお話に盡くされてゐます。また、此の會場に於て諸君の間に語らるゝもの、一つとして幼稚園令に關せざるものはありません。すなはち、私のお話は、甚だ蜿蜒の感を免れぬのであります。しかも、幼稚園令は論議せらるゝよりは實行せらるべきものでありまして、之れを、保育の實際の立場から、精密に研究しなければならぬことが澤山ある。私は、その二三の問題に就て簡單に考へて見度いと思ふのであります。

先づ第一に、新幼稚園令を従來の幼稚園規程と比較して讀んで行きますと、早速第一條に於て違つて居ります。すなはち、舊規程では、幼稚園といふものを極く形式的に定義してあるのに對して、新令では教育の内容を以て定義して居ります。但し、全然新しい言葉ではなく、従來からある辭句ですけれども、それを第一條に持つて來てあるところに用意の點を見ることが出來ます。尙ほ、此の第一條に於

て最も注意を要すべき點は「善良ナル性情ヲ涵養シ」の一句であります。之れは舊規程に於て「善良ナル習慣ヲ得セシメ」となつてゐたもので、全く新しい言葉なのであります。而して此の新しい方の意味は、從來のと、何處が違ふのでありませうか。言ふまでもなく、習慣に換ゆるに、性情といふを以てせられてゐるのです。之れは、幼稚園教育の効果を、習慣といふ稍や外面的にも聞え易いことに止めずして性情といふ、極く内面的なことにして來たといへるのです。勿論、從來の習慣といふことにしても、必ずしも外面、外部の形だけの意味に限つた譯ではないのですが、性情となると、明かに性格の内面教育を直接に企圖してゐることになります。之れは、私共の最も賛成するところでして、幼兒教育の本質からして、必ず、こうあらねばならぬのです。幼稚園令制定に先だつて、全國保育聯盟の調査委員案として當局の參考に供したものに於ても、此の點を力説したのであります。今日では餘りさういふ誤りはないと思ひますが、昔は、住々にして、徒らに幼兒の外面生活を規矩整齊することだけを以て、幼兒教育の要務の様に心得たりしたものがありました。又之れに對する反動としては、生活の外部形式などは一切無節制でいゝといつた風の、所謂放任主義も出たりしました。いづれも正しくないのは勿論であつて、眞の幼兒教育の効果は、形を通して内にゆくと共に、形に止まつて内に至らぬ様のことのないのを、つとめなければなりません。いづれにせよ、眼目とするところは、内なる性情の基本を涵養しなければなりません。

ところで、内面的だといふことは分つたとして、善良なる性情とは、果して、どういふ内容をもつものでせうか。善良といふ一語、性情といふ一語に、分つたとすれば分つた様なことですが、委しく考へてゆくと研究を要すべき點が實に多いのです。殊に、同じく善良なる性質でありましたが、幼兒に於て要求せらるべき、また、要求しなければならぬ意味での善良、また、性情は如何なるものであらうか之れ等は相當深い研究のいることです。同じく、善良なる性情であつても、幼兒に相應しないものが涵養せられたりしたら、却つて教育的でないことにもなりませう。

次に、此の善良なる性情を如何にして幼兒に涵養するか。之れは、外面的な習慣の場合よりは、一層細い方法上の研究を要すべきことです。そこで、私はこゝに、此の研究を一々申述べる暇はありませんが、是非とも擧げて置きたい一つのこととは、此の方法の中心が吾々幼兒教育者自身の性情の善良なるに基かなければならぬといふことです。教育は、何でも、教育者その人が大切なことは申すまでもありませんが、性情の涵養といふ様のことには於て、特に然るを思ふのです。すなはち、新幼稚園令は、幼稚園の教育目的を内面的にしたことによつて、幼兒教育實際家の人間そのものに就て、一層内面的價值を要求して來たと申してもよい譯であります。

二

それから、第二の問題は幼稚園施行規則に於ける、保育項目のことでありますが、之れは、舊規程に

於てもあつたもので、大體に於て變りない様に見られますが、實は大に改められた點があるのです。それは、觀察といふ一項が加へられたことでもありますが、それよりも大きい問題があるのです。すなはち「等」といふ一字の加へられたことです。等といふ限りに於ては、此の施行規則第二條が、幼稚園の仕事を少しも限定したものでないことになるのです。舊規程では、遊戲、唱歌、談話、手技として、此の四項目に限つた觀がありました。實際に於ては、誰れも、そう究屈には制限して居ませんが、法文上は、そう限定せられて居るものと見へたのです。それが今度は、等となつたのですから、第二條に挙げられたもの以外、適當なるものは公然と差支へない譯です。勿論實行上には、餘程研究的でなければなりません、少くも、小學校の教科課程など、違つて、其の範圍が自由な譯です。一體、幼稚園は幼兒生活全體を教育手段とすべきもので、保育項目といふ様なことを一々規定しない方がいゝといふ論もある位なのです。現に、前にもいひました、全國保育聯盟調査委員案でも、一々の項目列舉法を用ゐなかつたのです。又、保育法上の最新傾向の一つと見られる、コロンビヤ大學のヒル女史の活動による保育教科案などの主張も、おのづから、我國風の保育項目とは違つて來るのです。しかし、そういふ根本的の議論は、茲では致さないとして、兎に角く、等の一字を充分善用することは、幼稚園教育法の新しい發達を促すものであると共に、新幼稚園令の折角くの趣旨に合するものと信ずるのです。少くも、從來の様に、保育項目として挙げられてあることだけして居ればいゝといふ風の固定的な態度を捨て、

づん／＼、新しい研究と試みとをしてゆかなければなりません。

此の保育項目のことに關して、觀察といふものゝ新たに加へ、擧げられてあるのも注意すべきことです。但し、此の觀察といふことは、幼稚園教育法の歴史上にはいろ／＼の誤りもあつたことで、此の名のもとに、妙に理科教授的なことを爲し行つたりした時代もあつたのです。我國でも庶物教授といつた風の古い時代もあつたのです。之れは、大に注意しなければならぬことで、幼兒教育に於ける觀察とは如何なる本質のものたるべきか、それを如何にして誤りなく實行すべきか、に於て、細心の研究を要することです。此大會に於ても、東京市保育會から、之れに關する議案が出て居ますし、茲に詳論に入ることは出来ませんが、諸君にも、實際上の御研究を願ひ度ひのです。

三

以上二つの外に、これ等よりも、重要な問題は、幼稚園の社會的職能の發揮に關する事項です。實に幼稚園が、舊來往々にして偏する處のあるかと思はれた社會的超然態度に對して、社會的に、其の現實の必要に向つて、其の任務を發揮してゆく様に獎勵せられてあることは、新幼稚園令の最大眼目の一つでありまして、之れに對しては、吾々は、深い研究を急がなければならんと信ずるものであります。

幼稚園が眞によく社會的現實の要求に適し得るために、三つの點が擧げられて居ます。第一は、社會的に必要の殊に痛切なる地域に向つてその設立を奨勵せること。第二は、必要に應じて、保育時間を早

朝より夕刻に及ぶも可なりとせること。第三は、三歳未満の幼児をも入園せしめ得ること。即ち之れであります。之れいづれも、實に適切なることでありまして、將來、此の趣旨の普及徹底を期せなければなりません。従來の幼稚園教育者は、此の方面に於て、果して、どれだけの研究的準備があらませうか。忌端なくいへば、頗る危俱にたえないのです。若し、多少極端な言ひ方をするを諸君がお許し下さるならば、従來の我國の幼稚園教育者は、單に教育の名に於て、幼児の社會的生活に關する處がなかつたともいへます。幼稚園は教育であつて、社會事業ではないといふ様のことを言ふ人さへあつたりしたのです。教育が社會事業か、それが幼児そのものに對して、何の絶對的區分になりませう。われ／＼は、幼兒その人のために、必要なものを與へるだけのことではありませんか。必要な一切のものを、與へずに居られない譯なのではありませんか。教育にして社會事業たり、社會事業にして教育たること一般の場合の要求なのです。英國の保育學校のことは、澤柳先生も開會の辭に於て述べられました。あれが即ち、幼兒のために、教育であり社會事業であるものゝ、顯著なる一例なのです。そして、私は、英國に於ける其の方面の熱心家——たとへばマクミラン女史其の他の人々の實際を見て、所謂、従來の幼稚園の先生の態度と根本に違ふものあるを、深く感じたのであります。

三歳未満を入園せしめるに就て、たゞ、入園せしめた丈では濟みますまい。之れに對する、特殊の設備も方法もいる譯です。文部省から地方長官への、此點に關する通牒は、極めて簡單に、最低標準の

要求をされて居るに止まるやうですが、われ／＼實際家としては、その専門的良心からして、最高標準の完備を期さなければなりません。また、保育時間の延長に關しても同様です。延長せられた時間を如何に計畫しましょうか。たゞ預つておくといふ様なことでわれ／＼幼兒教育者の任務が濟みませうか。之亦、大に研究を要することです。更に、幼稚園が、社會的意味に於て其の必要の切實なる地域に設けられた時、その幼稚園の關係者は、如何なる態度を以て、其の地域に應ずる適當の働きをなすべきでせうか。若し、その點に明瞭な理解と實際がないならば、その幼稚園が、その地域に設けられた意義の殆んど全部を没却するものに至るでせう。此大會の議案の一つたる保姆養成の問題中、保姆養成に必要な教科の一つとして、社會事業大意の加へられてあることも、此の邊の大切な問題に觸れてのことに他なりません。

四

以上考究せらるべき問題中の主要なるもの二三を數へて列擧したに過ぎませんが、尙ほ大切な議事も多くあることですから、私は之れ以上時間をとり度くないと思ひますが、最後に一言いたして置きたいことは、新幼稚園令に對して、今の中、大に細かに研究をする必要のあることです。勿論いつまでも研究しなければなりません、敢て、今の中といふのは他でもありません。從來の例によると、すべての教育に於て實際教育者の法令研究が意外に不充分なことが多いのです。而して、それが法令に慣れ過ぎ

て其の細い意味などを失つて仕舞ふためであることが多いのです。甚しきは、幼稚園に相當長く従事して居る人で幼稚園規程を充分讀んだことのないといふ様の人、時々あつたりしたものです。新幼稚園令に對しては、決してさういふことのない様にしたいと思ひます。折角の新令制完であります。其の一字一句に就ても一應の研究が遂げられなければ、其の本旨を徹底することは出来ません。教育法令は、勿論時代と共に進歩改善すべきものです。何十年かの後に於て、此の幼稚園令も亦、一層完全なものに、時代の教育研究に伴ふものに改正せられる時期もあります。しかし、今日は先づ此の新幼稚園令を基として我國の幼児教育を實行してゆくのであります。そのためには、教育的にも社會的にも、我國の幼稚園は如何なるものであるべきかを、此の幼稚園令に就て、最も正しく、しかも、最もよく活用して、研究しなければなりません。而して之れは新幼稚園令發布の感激の新らしい今日に於て、お互が充分力を用ゐて置かなければならぬ大切な心懸ではありますまいか。此の一言を以て、今日の私のお話を終ります。